

徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場

## 指定管理者募集要項

令和4年7月

徳島県企業局

# 目 次

第1	募集の目的	1
第2	募集の内容	1
1	施設の概要	1
2	指定管理者が行う業務の範囲	1
3	管理の基準	2
4	指定期間	2
5	指定管理者の収入及び企業局への納付金等	2
第3	申請資格	3
第4	申請方法等	4
1	募集要項の公表及び配布期間	4
2	現地説明会	4
3	募集内容等に係る質疑及び回答	5
4	提出書類及び作成要領等	5
5	申請書類の受付	5
6	追加書類の提出	5
第5	指定管理者の候補の選定等	5
1	優先交渉順位者の選定	5
2	指定管理者の候補の選定	6
第6	指定管理者の指定等	6
1	指定管理者の指定	6
2	協定の締結	7
3	業務の引継ぎ事項	7
第7	留意事項等	8
1	事業の継続が困難となった場合等における措置	8
2	審査の対象又は優先交渉権者からの除外	8
3	申請書類等の取り扱い	8
4	費用負担	9
5	その他	9

## 第1 募集の目的

徳島県企業局（以下「企業局」という。）では、徳島県藍場町地下駐車場（以下「藍場町地下駐車場」という。）及び徳島県松茂駐車場（以下「松茂駐車場」という。）を設置しており、平成18年度から指定管理者制度を導入して管理運営を行っております。

このたび、令和5年3月31日をもって、現在の指定管理者の指定期間が満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年徳島県条例第50号）及び徳島県駐車場事業管理条例（昭和48年徳島県条例第5号）（以下「管理条例」という。）の規定に基づき藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の管理運営に関する業務を一括して行う指定管理者を募集します。

## 第2 募集の内容

### 1 施設の概要

#### (1) 藍場町地下駐車場

ア 設置目的	徳島駅周辺の交通渋滞の緩和及びあわぎんホール（徳島県郷土文化会館）をはじめとする周辺施設利用者の利便性向上
イ 所在地	徳島市藍場町1丁目
ウ 開業日	昭和48年4月1日
エ 施設規模	面積 10,837㎡ 収容台数 295台 形式 地下式自走式
オ 主要施設	管制設備、受変電設備、給排気設備、ポンプ設備、自動火災報知設備、泡消火ポンプ設備、テレビ監視設備、拡声設備、昇降機設備等

#### (2) 松茂駐車場

ア 設置目的	高速バス利用者及び物産館利用者等の利便性向上
イ 所在地	板野郡松茂町中喜来字前原東5番越
ウ 開業日	平成15年4月6日
エ 施設規模	面積 6,375㎡ 収容台数 230台 形式 広場式自走式
オ 主要施設	駐車場管理室、管制設備、監視カメラ設備、照明設備、雨水排水設備、擁壁、防護柵、給水設備、植栽等

### 2 指定管理者が行う業務の範囲

藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の管理運営に係る業務を、指定管理者の責任において実施していただきます。

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとし、業務の詳細内容については、別添資料「徳島県藍場町地下駐車場及び徳島県松茂駐車場管理運営業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）をご参照ください。

- (1) 駐車場を利用に供する業務
- (2) 駐車場の施設、設備及び物品の維持管理（企業局長が指定する補修等を除く。）に関する業務
- (3) 駐車場の利用料金に関する業務
- (4) その他駐車場の管理に関し企業局長が必要と認める業務

### 3 管理の基準

管理条例において、供用時間等に関する規定があり、その詳細については、要求水準書に記載しておりますので、ご参照ください。

### 4 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

### 5 指定管理者の収入及び企業局への納付金等

#### (1) 利用料金

藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の利用料金は、地方自治法第244条の2第8項に基づく「利用料金制」を採用しますので、指定管理者の収入として収受できます。

利用料金は、駐車場の利用促進及び利用者のサービス向上等の観点を踏まえ、管理条例で規定する額（地方消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とし、企業局長の承認を得て、設定してください。

また、利用料金の減免については、管理条例の規定に基づき、企業局長の承認を得て設定してください。

なお、松茂駐車場における1時間以内の駐車料金の免除制度の変更は認められません。

#### (2) 業務に必要な経費

利用料金収入をもって、業務に必要な経費を支出していただきます。

#### (3) 企業局への納付金

##### ① 固定納付金

各事業年度ごとに、あらかじめ定めた額を「固定納付金」として企業局に納付していただきます。

固定納付金は、1事業年度につき65,000千円、5年間合計で325,000千円を納付基準額としますので、応募に際してはこれ以上の額を提案してください。

納付基準額を下回る金額を提案した場合は、失格となります。

固定納付金の額は、申請書類一覧の中の「(様式10-5)事業計画書(収支計画書)」に記載された額をもって、企業局と指定管理者が締結する基本協定書により決定します。

なお、「(様式10-5)事業計画書(収支計画書)」の見積りに当たっては、消費税及び地方消費税を含むものとし、消費税を見込んだ額で算定してください。ただし、固定納付金については不課税となります。

また、指定期間における固定納付金の額は、原則として変更しませんが、自然災害等による状況の変化、大規模修繕工事等による休止期間があった場合その他やむを得ない事情により企業局が必要と認めた場合は、この限りではありません。

## ② 変動納付金

各事業年度の利用料金収入が、申請書類一覧の中の「(様式10-5)事業計画書(収支計画書)」で示した各年度の利用料金収入を上回った場合は、上回った金額の50%を「変動納付金」として企業局に納付していただきます。

欠損金が生じた場合は、変動納付金は不要となりますが、当該欠損金については、企業局は補填しません。また、この場合であっても、固定納付金は支払っていただきます。

## 第3 申請資格

指定管理者の指定に申請できる者は、要求水準書に記載の法令等を遵守し、かつ、指定期間中に、藍場町地下駐車場及び松茂駐車場を安全円滑に管理運営することのできる法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等により構成されるグループ(以下「参加グループ」という。)であることとします。個人での申請はできません。

また、法人等にあつては、次に掲げる(1)及び(2)のすべての要件を満たす必要があり、参加グループにあつては、主たる構成員が(1)及び(2)のすべての要件を満たすとともに、すべての構成員が(2)のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 徳島県内に主たる事務所(本社又は本店等)を置く法人等であること。

(2) 法人等及びその代表者が、以下の事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者等)

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体から指定の取り消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者

ウ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱(平成14年4月18日建設第73号)及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者

エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

オ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者(以下、「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

カ 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更正計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

ク 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者

ケ 徳島県の県税(法人事業税・法人県民税)、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者



- コ 法人等あるいは参加グループの構成員であって、他の参加グループの構成員である者、若しくは二つ以上の提案を行う者
- サ 労働基準法（昭和22年法律第49号）をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- シ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
  - ① 成年被後見人又は被保佐人
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ④ 暴力団の構成員等

## 第4 申請方法等

### 1 募集要項の公表及び配布期間

募集要項は、令和4年7月22日（金）より徳島県及び企業局のホームページ上で公表します。

なお、関係書類は企業局経営企画戦略課において、令和4年7月22日（金）から9月9日（金）まで（午前10時～午後5時、土・日・祝日を除く）、配布を行います。

郵送を希望する場合は、390円切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角型2号・A4判用）を同封の上、企業局経営企画戦略課まで請求してください。（9月2日（金）必着）

徳島県ホームページアドレス (<https://www.pref.tokushima.lg.jp/>)

企業局ホームページアドレス (<https://www.pref.tokushima.lg.jp/kigyoukyoku/>)

### 2 現地説明会

藍場町地下駐車場及び松茂駐車場において、駐車場施設の内容等を説明します。

#### (1) 開催日時等

##### ア 松茂駐車場

- ・日 時 第1回説明会 令和4年8月10日（水）午後2時から  
第2回説明会 令和4年8月18日（木）午後2時から
- ・集合場所 管理室前

##### イ 藍場町地下駐車場

- ・日 時 第1回説明会 令和4年8月10日（水）午後3時30分から  
第2回説明会 令和4年8月18日（木）午後3時30分から
- ・集合場所 第2駐車場 事務室前

※藍場町地下駐車場の開始時刻については、松茂駐車場の状況に応じ、前後する可能性があります。

#### (2) 参加申込

申請書類一覧の中の「(様式11) 現地説明会参加申込書」に、必要事項を記入の上、郵送、FAX又は電子メールにより、企業局経営企画戦略課宛にお送りください。

(3) 申込締切

第1回説明会 令和4年8月 5日(金)午後5時まで(必着)

第2回説明会 令和4年8月12日(金)午後5時まで(必着)

(4) 留意事項

指定管理者に応募する予定の方は、現地説明会にできる限り参加してください。

なお、参加人数については、制限することがあります。

また、当日配布する資料がある場合、現地説明会に出席できない方には、現地説明会の翌日以降、企業局経営企画戦略課内で配布します。

### 3 募集内容等に係る質疑及び回答

募集内容等に係る質疑及び回答は、次のとおり行います。

- (1) 質疑の方法 申請書類一覧の中の「(様式12)質問書」により、郵送、FAX又は電子メールにより、企業局経営企画戦略課までお送りください。
- (2) 受付期間 令和4年7月22日(金)から令和4年9月2日(金)まで
- (3) 回答方法 受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、徳島県及び企業局ホームページに掲載します。

### 4 提出書類及び作成要領等

別添、「申請書類一覧」及び「作成要領」のとおりとし、正本1部、副本15部を提出してください。(A4版・モノクロで作成。)

### 5 申請書類の受付

- (1) 受付期間 令和4年9月12日(月)から令和4年9月21日(水)までの午前10時から午後5時まで(土・日・祝日を除く)
- (2) 受付場所 徳島県企業局経営企画戦略課  
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地(県庁8階)
- (3) 受付方法 申請書類一式を、持参又は郵送(書留に限る)により提出してください。なお、郵送の場合でも、上記受付期間内必着とします。

### 6 追加書類の提出

企業局が必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがあります。

## 第5 指定管理者の候補の選定等

### 1 優先交渉順位者の選定

(1) 審査の方法

徳島県企業局指定管理候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、申

請者のうち応募資格等の要件を満たす者を対象に審査を行います。審査後、評価の上位順に優先交渉順位を決定し、この結果を企業局に報告します。

なお、書類による一次審査を経た後、必要に応じてヒアリング等による二次審査を行う場合があります。

(2) 審査の日程

一次審査は、令和4年10月頃を予定しています。

ヒアリング等を実施する場合は、別途連絡します。

(3) 審査基準

審査は、次に掲げる選定の基準により総合的に判断します。審査基準については、別添資料Ⅳを参照ください。

ア 事業計画書の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。

イ 事業計画書の内容が、藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の設置の目的を効果的に達成するとともに、その適正な管理が図られるものであること。

ウ 事業計画書に基づく藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の管理を安定して行うことができる財政的基礎及び技術的能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

エ その他企業局が藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の設置の目的を達成するために必要と認める事項。

※応募者の提案は最大限尊重しますが、実施については、設置者である企業局が、公共の福祉の増進、経済性の追求等の様々な観点から検討し、これらに反しないと認められたものに限りします。

## 2 指定管理者の候補の選定

(1) 優先交渉順位者との協議

企業局は、選定委員会の審査結果に基づき、最優秀者を優先交渉権者として細目協議を行い、協議が整った段階で、指定管理候補者として選定します。

なお、優先交渉権者と協議が整わない場合には、当該協議を中止することとし、選定委員会において次点となった者と改めて協議を行うこととします。

(2) 結果の公表について

指定管理候補者の選定結果は、令和4年11月下旬を目途に、審査を受けた団体の全てに文書により通知します。同時に結果は、徳島県及び企業局のホームページなどで公表します。

なお、申請団体名は公表されます。また、選定結果の公表に当たり、申請団体が2団体であった場合などにおいて、それぞれの団体の得点等が明らかになることを、ご承知おきください。

## 第6 指定管理者の指定、協定締結及び業務の引継ぎ事項

### 1 指定管理者の指定

企業局は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理候補者を指定管理者に指定する議案を県議会に提案し、議決を経て指定管理者の指定を行います。



ただし、議決が得られなければ指定管理者に指定されません。

なお、企業局は、指定管理者の指定に関する県議会の議決が得られないことにより指定管理候補者に生じた損害を負担しません。

## 2 協定の締結

議決を得た後に、企業局と指定管理者は、先に実施した協議の内容を前提に、更に業務を実施する上で必要となる詳細事項について協議を行い、これに基づき藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の管理運営に関する基本協定を締結します。

「基本協定書（案）」は、別添資料Ⅲのとおりです。

また、固定納付金、変動納付金の支払時期等については年度ごとに締結する「年度協定」で決定します。

なお、指定管理者として議決された法人等が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者を取り消します。その場合、企業局は一切の損害賠償責任を負いませんが、指定管理者は企業局に生じた損害を賠償するものとします。

## 3 業務の引継ぎ事項

令和5年度からの管理運営が円滑に開始できるよう、新たな指定管理者は、これまで駐車場の管理を受託してきた者と業務の引継ぎを十分に行ってください。引継ぎに要する費用は、すべて新たな指定管理者の負担とします。

また、新たな指定管理者が指定期間の終了又は指定の取消等により、次期指定管理者又は企業局に業務を引き継ぐ場合には、円滑な引継ぎに全面的に協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

令和4年度に藍場町地下駐車場において、ゲートレス、チケットレス、キャッシュレスが可能となる料金計算装置（車番認識システム）の工事を予定しています。工事内容について決定しましたら、お知らせします。

令和4年度末までに販売された回数券、時間駐車券（以下「サービス券」という。）、定期券で使用されていないものは、引き続き使用できることとします。

指定期間終了時における令和4年度末までに販売されたサービス券の未使用分と定期券の未使用分（令和5年4月分）については、これらの料金に相当する額を、これまで駐車場の管理を受託してきた者が新たな指定管理者へ支払うこととします。

なお、新たな指定管理者において、指定期間の終了又は指定の取消等により次期指定管理者又は企業局に業務の引継ぎを行う場合は、当該指定期間終了時までに販売されたサービス券及び定期券の未使用分の料金に相当する額を、次期指定管理者又は企業局に支払うこととします。

また、平成24年3月31日までに財団法人徳島県企業公社が販売したサービス券が指定期間内に使用され、その使用が適正なものと確認された場合は、料金に相当する額を、企業局が支払うこととします。

なお、支払い方法については、企業局と指定管理者が締結する基本協定書により決定します。

## 第7 留意事項等

### 1 事業の継続が困難となった場合等における措置

指定管理者は、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに企業局に報告しなければなりません。

事業の継続が困難となった場合等における措置については、次のとおりです。

#### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、企業局は指定管理者の指定を取り消し、又は管理運営業務の全部又は一部を停止することができます。

この場合、指定管理者は企業局に生じた損害を賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行わなければなりません。

#### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、指定管理者又は企業局双方の責めに帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、指定管理者と企業局は業務の継続の可否について協議することとします。一定期間内に協議が整わない場合、企業局は、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。

なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく藍場町地下駐車場及び松茂駐車場の管理運営業務を遂行できるよう、引き継ぎを行わなければなりません。

### 2 審査の対象又は優先交渉権者からの除外

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象又は優先交渉権者から除外します。

- (1) 選定委員会の委員又は本件業務に従事する企業局職員若しくは企業局関係者に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合
- (2) 申請書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 複数の事業計画書を提出した場合
- (4) 前記第3に示す指定管理者の応募資格を満たしていないことが判明した場合
- (5) 申請者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為等により、申請者が指定管理者として業務を行うことについてふさわしくないと企業局が認めた場合
- (7) その他不正な行為があったと企業局が認めた場合

### 3 申請書類等の取り扱い

#### (1) 著作権

企業局が提示する設計図書等の著作権は企業局及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類の著作権はそれぞれの申請者に帰属します。なお、本事業において公表する場合その他企業局が必要と認めるときは、企業局は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(2) 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて申請者が負うものとします。

(3) 記載内容の変更等の禁止

提出した申請書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することができません。

(4) 返却等

申請書類は審査のため、選定委員会の委員に配布することがあります。また、提出された申請書類は、理由の如何を問わず返却しません。

#### 4 費用負担

申請及び審査に際して申請者に係る費用については、すべて申請者の負担とします。

#### 5 その他

(1) 指定管理者指定申請書提出後に申請を辞退する場合には、令和4年9月22日（木）までに申請書類一覧の中の「(様式7) 指定管理者指定申請辞退届」により申し出てください。

(2) 問い合わせ先

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

徳島県企業局経営企画戦略課

電話：088-621-3256

FAX：088-621-2877

電子メールアドレス：keieikikakusenryakuka@pref.tokushima.jp

#### ○資料編

- I 要求水準書
- II 申請書類一覧及び作成要領
- III 基本協定書（案）
- IV 審査基準
- V 関係例規集
- VI 募集スケジュール